

平成四年法律第八十六号

看護師等の人材確保の促進に関する法律

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
 第二章 看護師等の人材確保の促進（第三条―第十三条）
 第三章 ナースセンター
 第一節 都道府県ナースセンター（第十四条―第十九条）
 第二節 中央ナースセンター（第二十条―第二十二条）
 第四章 雑則（第二十三条―第二十六条）
 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、我が国における急速な高齢化の進展及び保健医療を取り巻く環境の変化等に伴い、看護師等の確保の重要性が著しく増大していることにかんがみ、看護師等の確保を促進するための措置に関する基本指針を定めるとともに、看護師等の養成、処遇の改善、資質の向上、就業の促進等を、看護に対する国民の関心と理解を深めることに配慮しつつ図るための措置を講ずることにより、病院等、看護を受ける者の居宅等看護が提供される場所に、高度な専門知識と技能を有する看護師等を確保し、もって国民の保健医療の向上に資することを目的とする。
 （定義）

第二条 この法律において「看護師等」とは、保健師、助産師、看護師及び准看護師をいう。

2 この法律において「病院等」とは、病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院をいう。以下同じ。）、診療所（同条第二項に規定する診療所をいう。次項において同じ。）、助産所（同法第二条第一項に規定する助産所をいう。次項において同じ。）、介護老人保健施設（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設をいう。次項において同じ。）、介護医療院（同条第二十九項に規定する介護医療院をいう。次項において同じ。）及び指定訪問看護事業（次に掲げる事業をいう。次項において同じ。）を行う事業をいう。

一 介護保険法第四十一条第一項本文の指定に係る同法第八条第一項に規定する居宅サービス事業（同条第四項に規定する訪問看護を行う事業に限る。）

二 介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定に係る同法第八条第十四項に規定する地域密着型サービス事業（次に掲げる事業を行うものに限る。）

イ 介護保険法第八条第十五項（第一号に係る部分に限る。）に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護

ロ 介護保険法第八条第二十三項に規定する複合型サービス（同条第四項に規定する訪問看護又は同条第十五項（第一号に係る部分に限る。）に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護を組み合わせたことにより提供されるものに限る。）

三 介護保険法第五十三条第一項本文の指定に係る同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業（同条第三項に規定する介護予防訪問看護を行う事業に限る。）

3 この法律において「病院等の開設者等」とは、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設及び介護医療院の開設者並びに指定訪問看護事業を行う者をいう。

第二章 看護師等の人材確保の促進

（基本指針）

第三条 厚生労働大臣及び文部科学大臣（文部科学大臣にあつては、次項第二号に掲げる事項に限る。）は、看護師等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。

2 基本指針に定める事項は、次のとおりとする。

一 看護師等の就業の動向に関する事項

二 看護師等の養成に関する事項
 三 病院等に勤務する看護師等の処遇の改善（国家公務員及び地方公務員である看護師等に係るものを除く。次条第一項及び第五条第一項において同じ。）に関する事項
 四 研修等による看護師等の資質の向上に関する事項
 五 看護師等の就業の促進に関する事項
 六 その他看護師等の確保の促進に関する重要事項

3 基本指針は、看護が国民の保健医療に関し重要な役割を果たしていることにかんがみ、病院等、看護を受ける者の居宅等看護が提供される場所に、高度な専門知識と技能を有する看護師等を確保し、あわせて当該看護師等が適切な処遇の下で、自信と誇りを持って心の通う看護を提供することができるように、看護業務の専門性に配慮した適切な看護業務の在り方を考慮しつつ、高度化し、かつ、多様化する国民の保健医療サービスへの需要に対応した均衡ある看護師等の確保対策を適切に講ずることを基本理念として定めるものとする。

4 厚生労働大臣及び文部科学大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣及び文部科学大臣にあつては第二項各号に掲げる事項につき医道審議会の意見を、厚生労働大臣にあつては同項第三号に掲げる事項のうち病院等に勤務する看護師等の雇用管理に関する事項並びに同項第五号及び第六号に掲げる事項につき労働政策審議会の意見をそれぞれ聴き、及び都道府県の意見を求めるほか、総務大臣に協議しなければならない。

5 厚生労働大臣及び文部科学大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国は、看護師等の養成、研修等による資質の向上及び就業の促進並びに病院等に勤務する看護師等の処遇の改善その他看護師等の確保の促進のために必要な財政上及び金融上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、看護師等の処遇の改善に努める病院等の健全な経営が確保されるよう必要な配慮をしなければならない。

3 国は、広報活動、啓発活動等を通じて、看護の重要性に対する国民の関心と理解を深め、看護業務に対する社会的評価の向上を図るとともに、看護に親しむ活動（傷病者等に対しその日常生活において必要な援助を行うこと等を通じて、看護に親しむ活動をいう。以下同じ。）への国民の参加を促進することに努めなければならない。

4 地方公共団体は、看護に対する住民の関心と理解を深めるとともに、看護師等の確保を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（病院等の開設者等の責務）

第五条 病院等の開設者等は、病院等に勤務する看護師等が適切な処遇の下で、その専門知識と技能を向上させ、かつ、これを看護業務に十分に発揮できるよう、病院等に勤務する看護師等の処遇の改善、新たに業務に従事する看護師等に対する臨床研修その他の研修の実施、看護師等が自ら研修を受ける機会を確保できるようにするために必要な配慮その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 病院等の開設者等は、看護に親しむ活動への国民の参加を促進するために必要な協力を行うよう努めなければならない。

（看護師等の責務）

第六条 看護師等は、保健医療の重要な担い手としての自覚の下に、高度化し、かつ、多様化する国民の保健医療サービスへの需要に対応し、研修を受ける等自ら進んでその能力の開発及び向上を図るとともに、自信と誇りを持ってこれを看護業務に発揮するよう努めなければならない。

（国民の責務）

第七条 国民は、看護の重要性に対する関心と理解を深め、看護に従事する者への感謝の念を持つよう心がけるとともに、看護に親しむ活動に参加するよう努めなければならない。

(指導及び助言)

第八条 国及び都道府県は、看護師等の確保を図るため必要があるときは、病院等の開設者等に対し、基本指針に定める事項について必要な指導及び助言を行うものとする。
(情報の提供等)

第九条 厚生労働大臣は、都道府県による看護師等の資質の向上及び就業の促進のための取組を支援するために必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、厚生労働省令で定めるところにより、保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三十三号)第三十三条の規定による届出の内容についての情報の提供を求めることができる。

2 厚生労働大臣は、都道府県による看護師等の資質の向上及び就業の促進のための取組を支援するため、看護師等の同意を得て、当該看護師等が住所を有する都道府県に対し、当該看護師等の氏名、住所その他の当該看護師等の個人に関する情報であつて、都道府県が当該看護師等の資質の向上及び就業の促進に関する施策を実施するために必要なものとして厚生労働省令で定めるものを提供することができる。

3 都道府県は、前項の規定により提供を受けた情報を第十四条第一項の都道府県ナースセンターに提供することができる。

(公共職業安定所の職業紹介等)

第十条 公共職業安定所は、就業を希望する看護師等の速やかな就職を促進するため、雇用情報の提供、職業指導及び就職のあっせんを行う等必要な措置を講ずるものとする。
(看護師等就業協力員)

第十一条 都道府県は、社会的信望があり、かつ、看護師等の業務について識見を有する者のうちから、看護師等就業協力員を委嘱することができる。

2 看護師等就業協力員は、都道府県の看護師等の就業の促進その他看護師等の確保に関する施策及び看護に対する住民の関心と理解の増進に関する施策への協力その他の活動を行う。
(看護師等確保推進者の設置等)

第十二条 次の各号のいずれかに該当する病院の開設者は、当該病院に看護師等確保推進者を置かなければならない。

一 その有する看護師等の員数が、医療法第二十一条第一号の規定に基づく都道府県の条例の規定によって定められた員数を著しく下回る病院として厚生労働省令で定めるもの
二 その他看護師等の確保が著しく困難な状況にあると認められる病院として厚生労働省令で定めるもの

2 看護師等確保推進者は、病院の管理者を補佐し、看護師等の配置及び業務の改善に関する計画の策定その他看護師等の確保に関する事項を処理しなければならない。

3 医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師その他看護師等の確保に關し必要な知識経験を有する者として政令で定めるものでなければ、看護師等確保推進者となることができない。

4 第一項に規定する病院の開設者は、看護師等確保推進者を置いたときは、その日から三十日以内に、当該病院の所在地を管轄する都道府県知事に、その看護師等確保推進者の氏名その他厚生労働省令で定める事項を届け出なければならない。看護師等確保推進者を変更したときも、同様とする。

5 都道府県知事は、看護師等確保推進者が第二項に規定する職務を怠った場合であつて、当該看護師等確保推進者に引き続きその職務を行わせることが適切でないとき、第一項に規定する病院の開設者に対し、期限を定めて、その変更を命ずることができる。
(国の開設する病院についての特例)

第十三条 国の開設する病院については、政令で、この章の規定の一部の適用を除外し、その他必要な特例を定めることができる。

第三章 ナースセンター

第一節 都道府県ナースセンター

(指定等)

第十四条 都道府県知事は、看護師等の就業の促進その他の看護師等の確保を図るための活動を行うことにより保健医療の向上に資することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、

て、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、都道府県ごとに一個に限り、都道府県ナースセンター(以下「都道府県センター」という。)として指定することができる。

2 都道府県知事は、前項の申請をした者が職業安定法(昭和二十二年法律第四十一号)第三十三条第一項の許可を受けて看護師等につき無料の職業紹介事業を行う者でないときは、前項の規定による指定をしてはならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、当該都道府県センターの名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

4 都道府県センターは、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務)

第十五条 都道府県センターは、当該都道府県の区域内において、次に掲げる業務を行うものとする。

一 病院等における看護師等の確保の動向及び就業を希望する看護師等の状況に関する調査を行うこと。

二 訪問看護(傷病者等に対し、その者の居宅において看護師等が行う療養上の世話又は必要な診療の補助をいう。)その他の看護についての知識及び技能に關し、看護師等に対して研修を行うこと。

三 前号に掲げるもののほか、看護師等に対し、看護についての知識及び技能に関する情報の提供、相談その他の援助を行うこと。

四 第十二条第一項に規定する病院その他の病院等の開設者、管理者、看護師等確保推進者等に対し、看護師等の確保に関する情報の提供、相談その他の援助を行うこと。

五 看護師等について、無料の職業紹介事業を行うこと。

六 看護師等に対し、その就業の促進に関する情報の提供、相談その他の援助を行うこと。

七 看護に関する啓発活動を行うこと。

八 前各号に掲げるもののほか、看護師等の確保を図るために必要な業務を行うこと。
(公共職業安定所等との連携)

第十六条 都道府県センターは、地方公共団体、公共職業安定所その他の関係機関との密接な連携の下に前条第五号及び第六号に掲げる業務を行わなければならない。

(情報の提供の求め)
第十六条の二 都道府県センターは、都道府県その他の官公署に対し、第十五条第六号に掲げる業務を行うために必要な情報の提供を求めることができる。
(看護師等の届出等)

第十六条の三 看護師等は、病院等を離職した場合その他の厚生労働省令で定める場合には、住所、氏名その他の厚生労働省令で定める事項を、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県センターに届け出るよう努めなければならない。

2 看護師等は、前項の規定により届け出た事項に変更が生じた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を都道府県センターに届け出るよう努めなければならない。

3 病院等の開設者等その他厚生労働省令で定める者は、前二項の規定による届出が適切に行われよう、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(秘密保持義務)

第十六条の四 都道府県センターの役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、第十五条各号に掲げる業務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（業務の委託）

第十六条の五 都道府県センターは、第十五条各号（第五号を除く。）に掲げる業務の一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該委託に係る業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（事業計画等）

第十七条 都道府県センターは、毎事業年度、厚生労働省令で定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 都道府県センターは、厚生労働省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。

（監督命令）

第十八条 都道府県知事は、この節の規定を施行するために必要な限度において、都道府県センターに対し、監督上必要な命令をすることができる。

（指定の取消し等）

第十九条 都道府県知事は、都道府県センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第十四条第一項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）を取り消さなければならない。

一 第十五条第五号に掲げる業務に係る無料の職業紹介事業につき、職業安定法第三十三条第一項の許可を取り消されたとき。

二 職業安定法第三十三条第三項に規定する許可の有効期間（当該許可の有効期間について、同条第四項において準用する同法第三十二条の六第二項の規定による更新を受けたときにあつては、当該更新を受けた許可の有効期間）の満了後、同法第三十三条第四項において準用する同法第三十二条の六第二項に規定する許可の有効期間の更新を受けていないとき。

2 都道府県知事は、都道府県センターが次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。

一 第十五条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 指定に関し不正の行為があつたとき。

三 この節の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分違反したとき。

3 都道府県知事は、前二項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第二節 中央ナースセンター

（指定）

第二十条 厚生労働大臣は、都道府県センターの業務に関する連絡及び援助を行うこと等により、都道府県センターの健全な発展を図るとともに、看護師等の確保を図り、もって保健医療の向上に資することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、中央ナースセンター（以下「中央センター」という。）として指定することができる。

（業務）

第二十一条 中央センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

一 都道府県センターの業務に関する啓発活動を行うこと。

二 都道府県センターの業務について、連絡調整を図り、及び指導その他の援助を行うこと。

三 都道府県センターの業務に関する情報及び資料を収集し、並びにこれを都道府県センターその他の関係者に対し提供すること。

四 二以上の都道府県の区域における看護に関する啓発活動を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、都道府県センターの健全な発展及び看護師等の確保を図るために必要な業務を行うこと。

（準用）

第二十二条 第十四条第三項から第五項まで、第十六条の四、第十七条、第十八条並びに第十九条第二項及び第三項の規定は、中央センターについて準用する。この場合において、これらの規定

中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と、第十四条第三項中「第一項」とあるのは「第二十条」と、第十六条の四中「第十五条各号」とあるのは「第二十一条各号」と、第十八条中「この節」とあるのは「次節」と、第十九条第二項中「指定を」とあるのは「第二十條の規定による指定（以下この条において「指定」という。）を」と、「第十五条各号」とあるのは「第二十一条各号」と、「この節」とあるのは「次節」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第四章 雑則

（経過措置）

第二十三条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

（罰則）

第二十四条 第十六条の四（第二十二條において準用する場合を含む。）及び第十六条の五第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第十二条第一項の規定に違反して看護師等確保推進者を置かなかった者

二 第十二条第五項の規定による命令に違反した者

第二十六条 第十二条第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

附則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 （平成四年七月一日法律第八十九号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律中第一条、次条から附則第十二条まで、附則第十四条、附則第二十条及び附則第二十一条の規定は公布の日から、附則第十三条の規定は看護婦等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）の施行の日から、第二条及び附則第十五条から第十九条までの規定は公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第二十条 この法律の施行前にした行為及び附則第五条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第一条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第二十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則 （平成五年一月二日法律第八十九号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

（諮問等がされた不利益処分に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置）

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会（不利益処分に係るものを除く。）又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

（政令への委任）

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成五年一月一九日法律第九〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則（平成九年二月二七日法律第二二四号） 抄

この法律は、介護保険法の施行の日から施行する。

附 則（平成九年二月二七日法律第二二五号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条の四の改正規定及び第四十二条の改正規定（同条に二項を加える部分を除く。）並びに附則第三条、第九条及び第十四条の規定は、公布の日から施行する。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一一年七月七日法律第八五号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一一年七月一六日法律第八七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第五十七條第四項から第六項まで、第六十条、第六十三條、第六十四條並びに第二百二條の規定 公布の日

（国等の事務）
第二百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第六十一條において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分 申請等に関する経過措置）
第六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第六十三條において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条に

おいて「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）

第六十一條 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（手数料に関する経過措置）

第六十二條 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第六十三條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第六十四條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第二百五十條 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一條 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成一一年二月二二日法律第一六〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五條（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五條、第千三百六條、第千三百二十四條第二項、第千三百二十六條第二項及び第千三百四十四條の規定 公布の日
附 則（平成二二年二月六日法律第一四一號） 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二十三年二月二日法律第一五三号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(看護婦等の人材確保の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三十一条 この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の看護婦等の人材確保の促進に関する法律(次項及び第三項において「旧看護婦等人材確保法」という。)第三条の規定により定められている同条第一項の基本指針は、前条の規定による改正後の看護婦等の人材確保の促進に関する法律(次項において「新看護婦等人材確保法」という。)第三条の規定により定められた同条第一項の基本指針とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧看護婦等人材確保法第十二条第一項の規定により置かれている看護婦等確保推進者は、新看護婦等人材確保法第十二条第一項の規定により置かれた看護師等確保推進者とみなす。

3 この法律の施行前に発生した事項につき旧看護婦等人材確保法第十二条第四項の規定により届け出なければならないこととされている事項の届出については、なお従前の例による。

(処分、手続等に関する経過措置)

第四十二条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第四十三条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(経過措置の政令への委任)

第四十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一七年六月二九日法律第七七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第五十五条 この法律の施行前にした行為及び附則第九条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一八年六月二日法律第五〇号) 抄

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一九年四月二三日法律第三〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第一百四十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この項において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第一百四十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二二年七月一五日法律第七八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二三年六月二二日法律第七〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から、附則第十七条の規定は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十三年法律第百五号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則 (平成二三年六月二二日法律第七二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条(老人福祉法目次の改正規定、同法第四章の二を削る改正規定、同法第四章の三を第第四章の二とする改正規定及び同法第四十条第一号の改正規定(第二十八条の十二第一項若しくは)を削る部分に限る。)に限る。)、第四条、第六条及び第七条の規定並びに附則第九条、第十一条、第十五条、第二十二條、第四十一条、第四十七條(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)附則第一条ただし書の改正規定及び同条各号を削る改正規定並びに同法附則第十四条の改正規定に限る。)及び第五十条から第五十二条までの規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)

第五十一条 この法律(附則第一条第一号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二三年六月二四日法律第七四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一〇五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条、第十条(構造改革特別区域法第十八条の改正規定に限る。)、第十四条(地方自治法第二百五十二条の十九、第二百六十条並びに別表第一騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)の項、都市計画法(昭和四十三年法律第九十号)の項、都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)の項、環境基本法(平成五年法律第九十一号)の項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)の項並びに別表第二都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)の項、公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)の項、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)の項、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)の項及びマンションの建替の円滑化等に関する法律(平成十四年法律第七十八号)の項の改正規定に限る。)、第十七条から第十九条まで、第二十二條(児童福祉法第二十一条の五の六、第二十一条の五の十五、第二十一条の五の二十三、第二十四条の九、第二十四条の十七、第二十四条の二十八及び第二十四条の三十六の改正規定に限る。)、第二十三条から第二十七条まで、第二十九条から第三十三条まで、第三十四条(社会福祉法第六十二条、第六十五条及び第七十一条の改正規定に限る。)、第三十五条、第三十七條、第三十八條(水道法第四十六条、第四十八條の一、第五十条及び第五十条の二の改正規定を除く。)、第三十九條、第四十三條(職業能力開発促進法第十九條、第二十三條、第二十八條及び第三十條の

二の改正規定に限る。）、第五十一条（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十四条の改正規定に限る。）、第五十四条（障害者自立支援法第八十八条及び第八十九条の改正規定を除く。）、第六十五条（農地法第三条第一項第九号、第四条、第五条及び第五十七条の改正規定を除く。）、第六十七条から第九十二条まで、第九十九条（道路法第二十四条の三及び第四十条の三の改正規定に限る。）、第一百一条（土地区画整理法第七十六条の改正規定に限る。）、第一百零二条（道路整備特別措置法第十八条から第二十一条まで、第二十七條、第四十九條及び第五十條の改正規定に限る。）、第一百三條、第一百五條（駐車場法第四條の改正規定を除く。）、第一百七條、第一百八條、第一百十五條（首都圏近郊緑地保全法第十五條及び第十七條の改正規定に限る。）、第一百十六條（流通業務市街地の整備に関する法律第三條の二の改正規定を除く。）、第一百十八條（近畿圏の保全区域の整備に関する法律第十六條及び第十八條の改正規定に限る。）、第一百二十條（都市計画法第六條の二、第七條の二、第八條、第十條の二から第十二條の二まで、第十二條の四、第十二條の五、第十二條の十、第十四條、第二十條、第二十二條、第三十三條及び第五十八條の二の改正規定を除く。）、第二百一十一條（都市再開発法第七條の四から第七條の七まで、第六十條から第六十二條まで、第六十六條、第九十八條、第九十九條の八、第一百二十九條の三、第四百四十一條の二及び第四百四十二條の改正規定に限る。）、第二百二十五條（公有地の拡大の推進に関する法律第九條の改正規定を除く。）、第二百二十八條（都市緑地法第二十條及び第三十九條の改正規定を除く。）、第三百三十一條（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七條、第二十六條、第六十四條、第六十七條、第二百四十九條及び第二百零九條の二の改正規定に限る。）、第四百二十二條（地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第十八條及び第二十一條から第二十三條までの改正規定に限る。）、第四百四十五條、第四百四十六條（被災市街地復興特別措置法第五條及び第七條第三項の改正規定を除く。）、第四百四十九條（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二十條、第二十一條、第二百九十一條、第二百九十二條、第二百九十七條、第二百三十三條、第二百四十一條、第二百八十三條、第三百一十一條及び第三百十八條の改正規定に限る。）、第五百五十六條（都市再生特別措置法第五十一條第四項の改正規定に限る。）、第五百五十六條（マンションの建替えの円滑化等に関する法律第二百零二條の改正規定を除く。）、第五百五十七條、第五百五十八條（景観法第五十七條の改正規定に限る。）、第六百六十條（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六十條の改正規定（「第二項第二号イ」を「公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六十條の改正規定（第二項第二号イ）」と改定する部分を除く。）並びに同法第五十一條及び第十三條の改正規定に限る。）、第六百六十二條（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十條、第十二條、第十三條、第三十六條第二項及び第五十六條の改正規定に限る。）、第六百六十五條（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第二十四條及び第二十九條の改正規定に限る。）、第六百六十九條、第七百七十一條（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十一條の改正規定に限る。）、第七百七十四條、第七百七十八條、第七百八十二條（環境基本法第十六條及び第四十條の二の改正規定に限る。）及び第七百八十七條（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第十五條の改正規定、同法第二十八條第九項の改正規定（「第四條第三項」を「「第四條第四項」に改める部分を除く。」）、同法第二十九條第四項の改正規定（「第四條第三項」を「「第四條第四項」に改める部分を除く。」）並びに同法第三十四條及び第三十五條の改正規定に限る。）、規定並びに附則第十三條、第十五條から第二十四條まで、第二十五條第一項、第二十六條、第二十七條第一項から第三項まで、第三十條から第三十二條まで、第三十八條、第四十四條、第四十五條第一項及び第四項、第四十七條から第四十九條まで、第五十一條から第五十三條まで、第五十五條、第五十八條、第五十九條、第六十一條から第六十九條まで、第七十一條、第七十二條第一項から第三項まで、第七十四條から第七十六條まで、第七十八條、第八十條第一項及び第三項、第八十三條、第八十七條（地方税法第五百八十七條の二及び附則第十一條の改正規定を除く。）、第八十九條、第九十條、第九十二條、高速自動車国道法第二十五條の改正規定に限る。）、第一百零一條、第一百零二條、第一百五條から第一百七七條まで、第二百一十二條、第二百一十七條（地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成二十二年法律第

七十二号) 第四条第八項の改正規定に限る。)、 第一百九条、 第二百一十一条の二並びに第二百二十三条第二項の規定。平成二十四年四月一日

附則（平成二三年二月一四日法律第一二三号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則第六條、第八條、第九條及び第十三條の規定 公布の日

附則（平成二六年六月二五日法律第八三號）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日又は平成二十六年四月一日のいずれか遅い日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十二条中診療放射線技師法第二十六条第二項の改正規定及び第二十四条の規定並びに次条並びに附則第七条、第十三条ただし書、第十八条、第二十条第一項ただし書、第二十二條、第二十五条、第二十九条、第三十一条、第六十一条、第六十二条、第六十四条、第六十七條、第七十一条及び第七十二条の規定 公布の日

二
略

三 第二条の規定、第四条の規定（第五号に掲げる改正規定を除く。）、第五条のうち、介護保険

五項、第三十二條第四項、第四十二條の二、第五十三條、第五十四條

[illegible]

第三項 第三十四条の二 第五十四条の三第二項 第五十八條第一項 第六十八條第五項 第六十九條の三十四、第六十九條の三十八第二項、第六十九條の三十九第二項、第七十八條の

二、第七十八條の十四第一項、第百十五條の十二、第百十五條の二十二第二項及び第百十五條の二十九第二項、第六十九條の三十八第二項、第六十九條の三十九第二項、第六十九條の三十四、第六十九條の三十八第二項、第六十九條の三十九第二項、第七十八條の

第二百七十八條の十四第一項、第二百十五條の十二、第二百十五條の二十二第一項及び第二百十五條の四十五の改正見直し、同法第百一十五條の四十五の改正を即ち改正見直し、同法第百一十五條

の四十五の改正規定 同法第百十五條の四十五の次に十條を加へる改正規定 同法第百十五條の四十六及び第百二十五條の四十七の改正規定 同法第百十五條の四十八と同法第百二十五條の四十九と

の四十六及び第一百五條の四十七の改正規定、同法第六章中同法第一百五條の四十八を同法第

百十五條の四十九とし、同法第百十五條の四十七の次に一条を加える改正規定、同法第百十七

条、第一百十八條、第一百二十二條の二、第一百二十三條第三項及び第一百二十四條第三項の改正規

定、同法第二百二十四条の次に二条を加える改正規定、同法第二百二十六条第一項、第二百二十七

条、第二百二十八条、第四百一条の見出し及び同条第一項、第四百十八条第二項、第四百五十二

条及び第一百五十三条並びに第七十六条の改正規定、同法第十一章の章名の改正規定、同法第

百七十九条から第百八十二条までの改正規定、同法第二百条の次に一条を加える改正規定、同

法第二百二条第二項、第二百三条及び第二百五条並びに附則第九条第一項ただし書の改正規定

並びに同法附則に一条を加える改正規定、第七条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、第

九条及び第十条の規定、第十二条の規定（第一号に掲げる改正規定を除く。）、第十三条及び第

十四条の規定、第十五条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、第十六条の規定（第六号

に掲げる改正規定を除く。）、第十七条の規定、第十八条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）

く。第十九条の規定並びに第二十一条中看護師等の人材確保の促進に関する法律第二条第二

項の改正規定並びに附則第五条、第八条第二項及び第四項、第九条から第十二条まで、第十三

条（ただし書を除く）、第十四条から第十七条まで、第二十八条、第三十条、第三十二条第二

項、第三十三條から第三十九條まで、第四十四條、第四十六條並びに第四十八條の規定、附則

第五十條の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、附則第五十一條の規定、附則第五十二條

の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、附則第五十四條、第五十七條及び第五十八條の規定（第五十一號に於ける改正規定を除く。）

附則第五十一號の規定

附則第五十二號の規定

の規定（第五号に掲げる改正規定を除く）附則第五十四条第五十七号及び第五十八号の規定、附則第五十九条中高齢者（寺の坊上、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成

定附見第二十九條中高齒者虐待の防止 高齒者の養護者に對する支拂等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号）第二條第五項第二号の改正規定（「同條第十四項」を「同條第十二

頁二七、同条第十八項を「同条第十六項」に改める部分に限る。）並びに附則第六十五條、十七年法律第二百一十四号）第二条第五項第二号の改正規定（同条第十四項）を「同条第十二

第六十六條及び第七十條の見直し 平成二十七年四月一日

第六十六条及び第七十条の規定 平成二十七年四月一日

略 四 略 五

五 第四条のうち、医療法の目次の改正規定（第三章 医療の安全の確保（第六条の九―第六

条の十二」を「第三章 医療の安全の確保／第一節 医療の安全の確保のための措置（第

六条の九（第六条の十四）／第二節 医療事故調査・支援センター（第六条の十五）第六条の二十（七）／に改める部分に限る。）同法第三章第六條の九の前に節名を付する改正規定、同法第六條の十二を同法第六條の十四とする改正規定、同法第六條の十一第一項の改正規定、同法第六條の十三とする改正規定、同法第六條の十の改正規定、同法第六條の十二とする改正規定、同法第六條の九の次に二条を加える改正規定、同法第六條の十一の改正規定、同法第六條の十三第四項、第六條の二十一、第六條の二十二第二項に改める部分に限る。）同法第七十三條の次に一条を加える改正規定及び同法第七十五條の改正規定、第八條の規定並びに第二十一條の規定（第三号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第六條 第二十七條及び第四十一條の規定 平成二十七年十月一日

六 第六條の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）第十一條の規定、第十五條中国民健康保険法第五十五條第一項の改正規定、同法第六十六條の第二十一條第六號の改正規定（同法第八條第二十四項を「同法第二十五項」に改める部分に限る。及び同法附則第五條の第二十一項の改正規定、第十六條中老人福祉法第五條の第三項の改正規定（「居宅介護サービス費」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。）、同法第七項の改正規定、同法第十條の四第一項第二號の改正規定（「規定する通所介護」の下に「地域密着型通所介護」を加える部分に限る。）、同法第二十條の二の改正規定（「居宅介護サービス費」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。）、及び同法第二十條の八第四項の改正規定（「小規模多機能型居宅介護」の下に「地域密着型通所介護」を加える部分に限る。）、第十八條中高年齢者の医療の確保に関する法律第五十五條第一項第五號の改正規定（同法第八條第二十四項を「同法第二十五項」に改める部分に限る。）並びに同法附則第二條及び第十三條の十一第一項の改正規定並びに第二十二條の規定並びに附則第二十條（第一項ただし書を除く。）、第二十一條、第四十二條、第四十三條並びに第四十九條の規定、附則第五十條中国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九號）第二條第二項第四號ロの改正規定（「居宅サービス」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。）、附則第五十二條中登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五號）別表第三の二十四の項の改正規定、附則第五十五條及び第五十六條の規定、附則第五十九條の規定（第三号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第六十條の規定 平成二十八年四月一日までの間において政令で定める日

（検討）

第二條 政府は、この法律の公布後必要に応じ、地域における病床の機能の分化及び連携の推進の状況等を勘案し、更なる病床の機能の分化及び連携の推進の方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

3 政府は、我が国における急速な高齢化の進展等に伴い、介護関係業務に係る労働力への需要が増大していることに鑑み、この法律の公布後一年を目途として、介護関係業務に係る労働力の確保のための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

4 政府は、前三項に定める事項のほか、この法律の公布後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この項において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、改正後の各法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四十一條 附則第一条第五号に掲げる規定の施行の際現に業務に従事していない看護師等の人材確保の促進に関する法律第二条第一項に規定する看護師等は、同号に掲げる規定の施行後速やかに、第二十一條の規定による改正後の看護師等の人材確保の促進に関する法律第十六條の第三一項の規定の例により届け出るよう努めなければならない。

（罰則の適用に関する経過措置）

第七十一條 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合

におけるこの法律の施行後にした行為及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七十二條 附則第三条から第四十一條まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二十七年五月二十九日法律第三十一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定、第五條中健康保険法第九十條第二項及び第九十五條第六號の改正規定、同法第五十三條第一項の改正規定、同法附則第四條の四の改正規定、同法附則第五條の改正規定、同法附則第五條の二の改正規定、同法附則第五條の三の改正規定並びに同法第四條に四條を加える改正規定、第七條中船員保険法第七十條第四項の改正規定及び同法第八十五條第二項第三號の改正規定、第八條の規定並びに第十二條中社会保険診療報酬支払基金法第十五條第二項の改正規定並びに次条第一項並びに附則第六條から第九條まで、第十五條、第十八條、第二十六條、第五十九條、第六十二條及び第六十七條から第六十九條までの規定 公布の日

附則（平成二十九年六月二日法律第五十二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに次条並びに附則第十五條、第十六條、第二十七條、第二十九條、第三十一條、第三十六條及び第四十七條から第四十九條までの規定 公布の日

（罰則の適用に関する経過措置）

第四十八條 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第四十九條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（令和三年五月十九日法律第三十七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十七條（住民基本台帳法別表第一から別表第五までの改正規定に限る。）、第四十五條、第四十七條及び第五十五條（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一及び別表第二の改正規定（同表の二十七の項の改正規定を除く。）に限る。）並びに附則第八條第一項、第五十九條から第六十三條まで、第六十七條及び第七十一條から第七十三條までの規定 公布の日

二から九まで 略

十 第二十八條、第三十四條、第三十六條、第四十條、第五十六條及び第六十一條の規定 公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

第七十一條 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第七十三条 政府は、行政機関等に係る申請、届出、処分等の通知その他の手続において、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを利用して当該個人を識別できるようにするため、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを戸籍の記載事項とすることを含め、この法律の公布後一年以内を目途としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第五百九条の規定 公布の日